

お客さま各位

投資信託の分配金にかかるご案内文書の交付廃止のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃よりみずほ信託銀行をお引き立ていただき、まことにありがとうございます。

みずほ信託銀行では、投資信託をお持ちのお客さまに、投資信託銘柄の決算の都度、下記「収益分配金のご案内」「収益分配金再投資のご案内」（以下、総称して「分配金のお知らせ」といいます）を交付しておりましたが、2018年12月28日をもって廃止いたしますのでお知らせします。

お知らせ廃止後の分配金については、下記の方法にてご確認くださいませようお願いいたします。

これからも、お客さまのご期待に沿えるよう努めてまいりますので、今回のお取扱い変更につきまして何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 廃止するご案内

- ・「収益分配金のご案内」
- ・「収益分配金再投資のご案内」
- ・「外国証券 収益分配金のご案内」
- ・「外貨建MMF 収益分配金再投資のご案内」

2. 今後の収益分配金の確認方法

(1) 「取引残高報告書」でのご確認

原則として3ヶ月毎（1、4、7、10月）、ご報告期間に投資信託の取引がない場合は1年毎交付いたします。

(2) 「みずほ信託eサービス」でのご確認（除く外貨建MMF、外国籍投資信託）

2018年6月より開始いたしました「みずほ信託eサービス」をご契約のお客さまは、同サービスのWEB投信サービス「取引照会」機能でご確認いただけます。

なお、廃止の対象は「ご案内」文書であり、「収益分配金」そのものを廃止するわけではありません。収益分配金は、各ファンド（投資信託）ごとに運用会社の方針によって、その都度決定されます。

以上

※ 本件に対するお問い合わせは、みずほ信託銀行本支店またはフリーダイヤル（0120-065-930、平日9時～17時）までお願いいたします。